

【第4条関係】

熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）新旧対照表

| 旧   | 新   |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p><u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針(第115条・第116条)</u></p> <p><u>第2款 人員に関する基準(第117条・第118条)</u></p> <p><u>第3款 設備に関する基準(第119条・第120条)</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準(第121条 - 第132条)</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第8章～第13章（略）</p> <p>附則</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第6章（略）</p> <p>第7章 通所介護</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p><u>第5節 削除</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第8章～第13章（略）</p> <p>附則</p> <p>第5章 訪問リハビリテーション</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者</p> |

## 【第4条関係】

及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条、第141条及び第142条において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

### 第7章 通所介護

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第100条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者（当該指定通所介護事業者が第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして基準省令第93条第1項第3号に規定する市町村が定めるものに限る。以下この条及び第102条第6項において同じ。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と

及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等\_\_\_\_\_の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条、第141条及び第142条において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

### 第7章 通所介護

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第100条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有しなければならない従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数\_\_\_\_\_で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者（当該指定通所介護事業者が第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして基準省令第93条第1項第3号に規定する市町村が定めるものに限る。以下この条及び第102条第6項において同じ。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と

【第4条関係】

第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数

ア・イ (略)

(4) (略)

2 当該指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。第5項及び第6項において同じ。)を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

7 第1項から第3項まで及び前項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行わ

第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数

ア・イ (略)

(4) (略)

(削る)

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 第1項                    の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

6 第1項、第2項及び前項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるも

【第4条関係】

れるものをいう。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

第3節 設備に関する基準

第102条 (略)

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3~6 (略)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第115条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なもの

のをいう。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第3節 設備に関する基準

第102条 (略)

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3~6 (略)

第5節 削除

第115条から第132条まで 削除

## 【第4条関係】

を対象者とし、第125条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第116条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

### 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第117条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに有しなければならない指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者1.5人に対し提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

【第4条関係】

(管理者)

第118条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第119条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第120条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うためにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、指定療養通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用して夜間又は深夜に指定療養通所介護以外のサービ

## 【第4条関係】

スを提供するときは、当該サービスの提供を開始する前に当該サービスの内容を知事に届け出るものとする。

### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し第128条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第126条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第129条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第123条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【第4条関係】

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第124条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

【第4条関係】

(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(療養通所介護計画の作成)

第125条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した場合には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第126条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応

【第4条関係】

策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他診療等が必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第129条に規定する緊急時対応医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第127条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければ

【第4条関係】

ならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第128条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他事業の運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第129条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関（当該指定療養通所介護事業者との間で、利用者が医療を緊急に必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、

【第4条関係】

当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第130条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第131条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かななければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を、当該利用者の療養通所介護計画とともに、当該利用者に対する指定療養通所介護の提供の終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記

【第4条関係】

録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記

録

(5) 次条において準用する第111条の2第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第132条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第39条まで、第41条、第42条の2、第103条(第3項第2号を除く。)、第104条及び第108条から第111条の2までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第5項」とあるのは「第120条第4項」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第133条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数

【第4条関係】

という。)で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第一号通所事業(法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして基準省令第106条第1項第3号に規定する市町村が定めるものに限る。以下この条及び第135条第5項において同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数  
ア・イ (略)

(4) (略)

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事

\_\_\_\_\_で除して得た数が次のア又はイに掲げる利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と第一号通所事業(法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして基準省令第106条第1項第3号に規定する市町村が定めるものに限る。以下この条及び第135条第5項において同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は第一号通所事業の利用者。以下この条において同じ。)の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上確保されるために必要と認められる数  
ア・イ (略)

(4) (略)

(削る)

2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員\_\_\_\_\_を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3 第1項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事

【第4条関係】

することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 (略)

7 (略)

(設備及び備品等)

第135条 (略)

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3~5 (略)

第9章 短期入所生活介護

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事

することができるものとする。

4 第1項から前項までの基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5 (略)

6 (略)

(設備及び備品等)

第135条 (略)

2 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所 食事を提供する場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3~5 (略)

第9章 短期入所生活介護

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第184条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事

## 【第4条関係】

業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所

、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

### 第11章 特定施設入居者生活介護

#### 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

##### 第4款 運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第248条（略）

2（略）

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第251条に規定する指定福祉用具貸与

及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護（第6項において「指定認知症対応型通所介護」という。）とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供

業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

### 第11章 特定施設入居者生活介護

#### 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

##### 第4款 運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第248条（略）

2（略）

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第251条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護（次項において「指定地域密着型通所介護」という。）及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護（第6項において「指定認知症対応型通所介護」という。）とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と第1項に規定

【第4条関係】

|   |   |
|---|---|
| <p>する事業者と第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5~8 (略)</p> | <p>する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) <u>指定訪問介護</u></p> <p>(2) <u>指定訪問看護</u></p> <p>(3) <u>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</u></p> <p>5~8 (略)</p> |
|---|---|